

## 常任委員会

第 88 号議案・白石市外二町組合規約の変更についてから、第 108 号議案までの計 21 議案について、定例会 3 日目（12 月 8 日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で論議された主な点は次のとおりです。

**総務財政常任委員会**

◎ 第 89 号議案・白石市副市長定数条例

〔質疑〕従前の助役を副市長に、収入役を会計管理者に変更することによる法的な任務上の違いはあるのか伺いたい。

〔答弁〕今回の地方自治法の改正の骨子は、地方の自主性・自律性を高めるとともに、トランスペラーニメントの充実・強化である。

これまでの助役の役割といふのは、長の補佐役という地方自治法上の規定だったが、それに加えて、長の命を受けて政策及び企画をつかさどりする。

これらのことと、長の権限に属する事務の一部の委任を受けて執行する旨の規定が追加された。また、収入役については、会計管理者に名称が変更になる。

収入役は特別職であるが、会計管理者は、一般職の中から市長が任命するということである。休憩時間については、労働基準法に定められている。一方、休息時間には含まれず、勤務時間には含まれず、休憩時間には一時的な疲労回復のために設けられたもので、人材院が定めている。

当市の実態としては、午前 10 時からの 15 分間の休息時間をお昼の休憩時間につなげて 1 時間の休憩時間とし、午後の休息時間については、一斉に休息を取ることでは

止により、現行の勤務時間にズレが生じるのではないか伺いたい。

〔答弁〕職員の勤務時間については、服務規程に規定されており、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなつていて。また、休憩時間は、お昼の 12 時から 12 時 45 分まで、休息時間は、午前 10 時及び午後 3 時からの 15 分間と規定されている。休憩時間については、労働基準法に定められている。一方、休息時間には含まれず、勤務時間には含まれず、休憩時間には一時的な疲労回復のために設けられたもので、人材院が定めている。

〔質疑〕長期継続契約を予定している機器、車両の借り入れ及び業務委託の件数について伺いたい。

〔答弁〕毎年度当初から単年度で行う業務委託・機器の賃貸等については、約 3 百件を予定している。

なお、公用車については、長寿課の配食サービス用の車両を除き、リース契約はしておらず、現在は買い取りをしている。

〔質疑〕長期継続契約の締結中に機器の機種変更があつた

なく、それぞれの都合に合わせた休息として取り扱つていた。今回の休憩時間の廃止により、午前の勤務は、8 時 30 分から 12 時まで、休憩時間は、12 時から 12 時 45 分まで、午後 5 時までとなつていて。勤務は、12 時 45 分から 5 時 15 分までということで、休憩時間の 45 分を除いて勤務時間が 8 時間という取り扱いにならる。

〔質疑〕高齢者医療制度を地域連合で行うメリットは何か伺いたい。

〔答弁〕現在の老人保健制度ではどこが財政運営に責任を持つているかが不明確であるといった問題があり、給付と財源が一体となつた制度が求められていた。当初は市町村が運営主体になることが検討されたが、一市町村での財政運営は厳しいことから、全国市長会、全国町村会の要請により県単位の広域連合となつた。広域連合が運営主体となることにより、運営経費の削減を図るとともに、県民が共

場合の対応について伺いたい。

〔答弁〕契約に契約解除及び損害賠償請求の条項を規定して、対応していきたい。

〔質疑〕職員の休息時間の廃止により、現行の勤務時間にズレが生じるのではないか伺いたい。

〔答弁〕職員の勤務時間については、服務規程に規定されており、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなつていて。勤務は、12 時 45 分から 5 時 15 分までということで、休憩時間の 45 分を除いて勤務時間が 8 時間という取り扱いにならる。

〔質疑〕高齢者医療制度を地域連合で行うメリットは何か伺いたい。

〔答弁〕現在の老人保健制度ではどこが財政運営に責任を持つているかが不明確であるといった問題があり、給付と財源が一体となつた制度が求められていた。当初は市町村が運営主体になることが検討されたが、一市町村での財政運営は厳しいことから、全国市長会、全国町村会の要請により県単位の広域連合となつた。広域連合が運営主体となることにより、運営経費の削減を図るとともに、県民が共